

# 快適環境施策の推進

# 公園緑地整備事業に対する財政措置 について

川崎市は、市民が快適に暮らせるうるおいのあるまちづくりに向けて、緑の保全、創造に取り組んでおりますが、市民一人あたりの都市公園面積は平成19年度末現在3.7㎡にとどまっております。

良好な景観形成等を目的として整備された景観緑三法の的確な推進や、社会資本整備重点計画に基づいた災害に強いまちづくりの推進、柔軟で豊かな都市環境の実現を図るためにも公園緑地の整備は重要な位置を占めております。

本市においては、特に緑の拠点である生田緑地計画区域内・向ヶ丘遊園跡地の整備が急務であり、今後も事業費の増大が見込まれます。

また、広域拠点として事業を推進している小杉駅周辺地区に隣接する等々力緑地の整備も進めております。

つきましては、次の事項について要請いたします。

公園緑地整備事業について、必要な財政措置を講ずること。



図 川崎市における大規模公園緑地位置図



生田緑地



等々力緑地

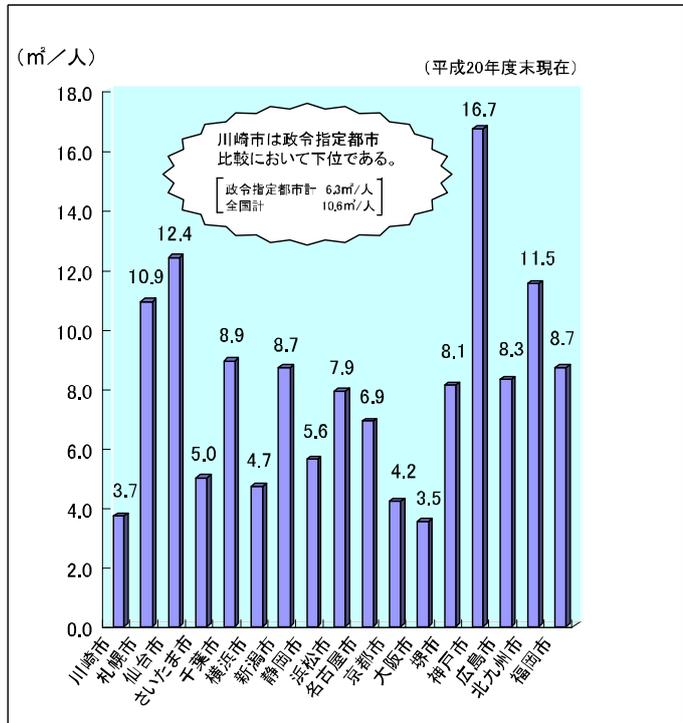


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／環境局緑政部公園緑地課 TEL 044-200-2390

# 緑地保全事業に対する財政措置等について

川崎市では、平成7年度に策定した緑の基本計画を社会情勢の変化等に即応させるために平成20年3月に改定を行いました。

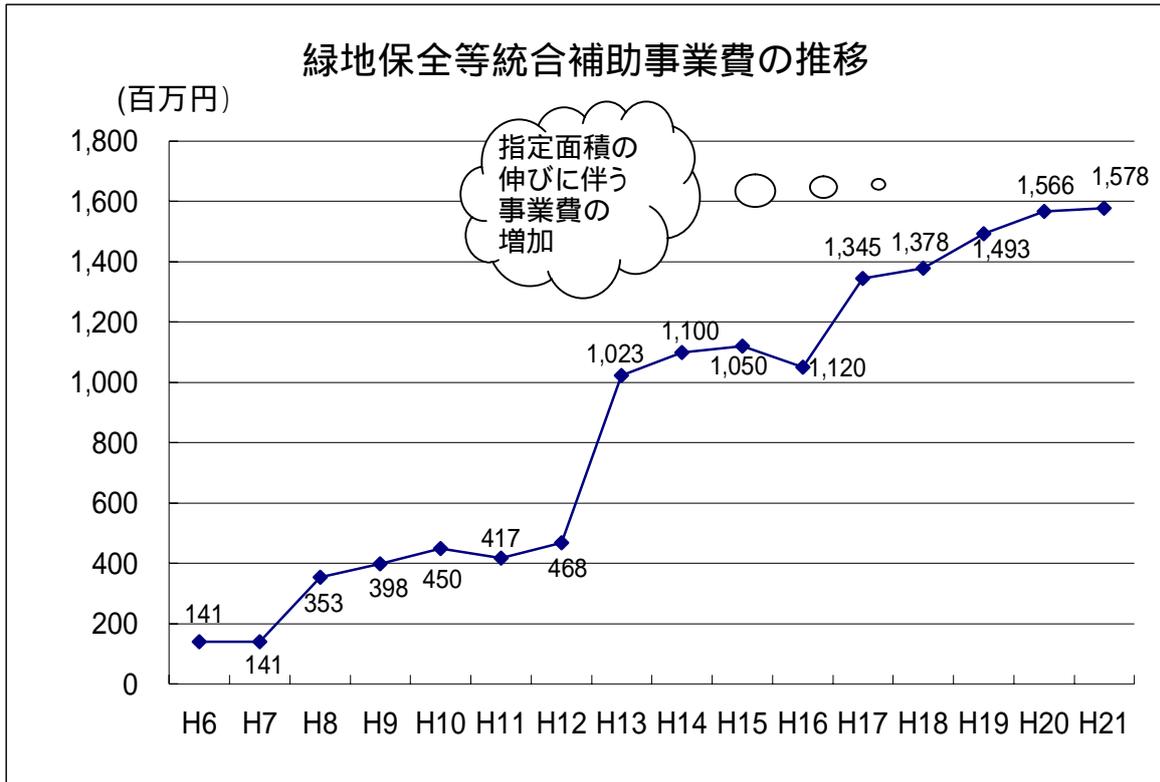
その基本計画の中で、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全と地域緑化の推進を着実に進めていくこととしています。

しかしながら、市域の約88%が市街化区域であることから、土地の高度利用による開発需要が高いことや、相続時における土地利用転換などに起因して多摩丘陵や多摩川崖線に存在する樹林地は依然として減少傾向となっています。

このことは、緑の基本計画を支える緑地保全施策を推進する上でも、大きな課題となっているところです。こうしたことから、市域に残された樹林地の保全にあたっては特別緑地保全地区の指定推進を本市の緑地保全施策の柱に据えながら取組を進めていますが、買取り申出や指定計画地における用地取得・緑地の整備についても機動的な対応が必要であり、今後も事業費の増大が見込まれます。

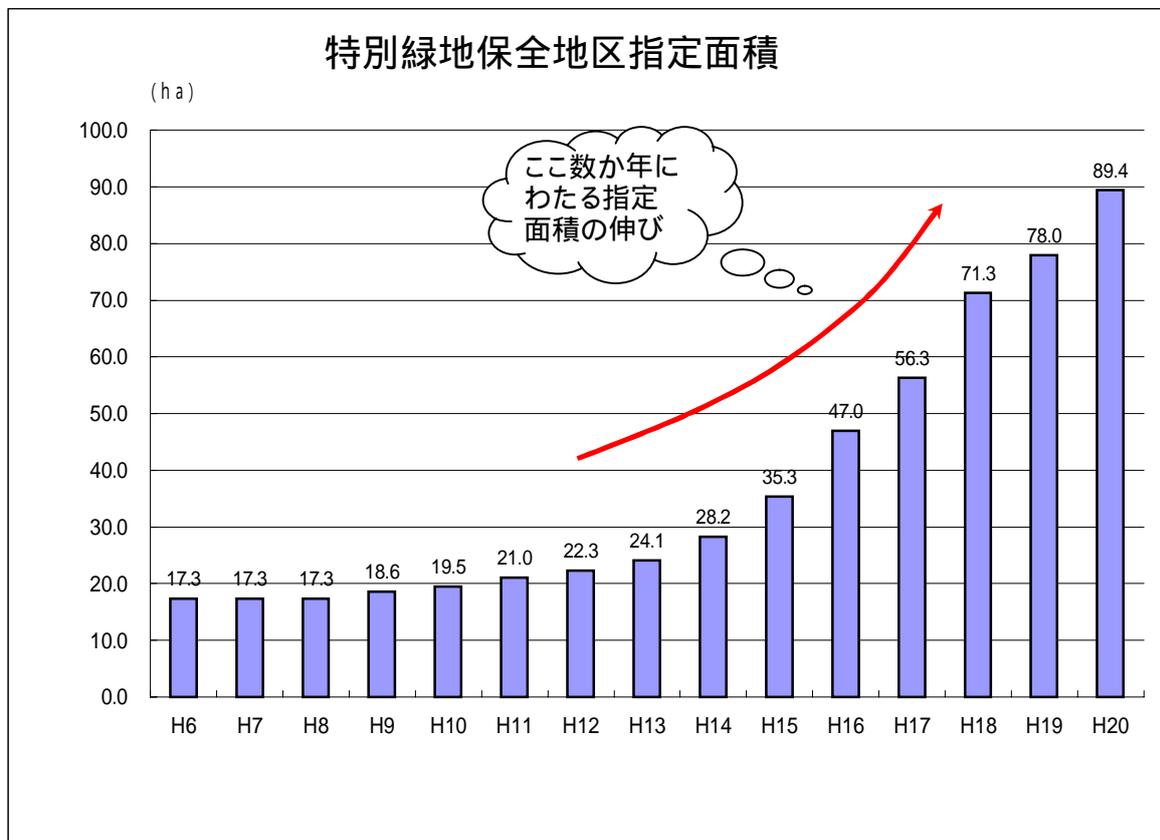
以上の理由により、次の事項について要請いたします。

- 1 緑地保全事業について必要な財政措置を講ずること。
- 2 次の税制上の優遇措置等を講ずること。
  - ・ 緑地保全に係る相続税の負担軽減措置の拡充
  - ・ 緑地の用地買収に伴う譲渡所得の特別控除額の引上げ
  - ・ 相続税において物納された土地について地方公共団体が優先的に保全できる仕組みとして、従前の無償貸付制度の復活や一括買収の緩和等の柔軟な制度の構築



当初内示額  
平成12年度までは、緑地保全事業費

H19年度以降については、  
緑地環境総合支援事業含む



法改正に伴い、従来の緑地保全地区は、平成16年度から全て特別緑地保全地区に移行

この要請文の担当課 / 環境局緑政部緑政課 (緑地保全)

044-200-2381

# 仮称リサイクルパークあさお整備事業 に対する財政措置について

川崎市では、持続型社会を実現し、人々の暮らしを確かなものにしていくための地球環境配慮の考え方を基本とし、廃棄物の抑制やリサイクルなど、循環型社会の構築を目指した責任ある行動の推進を基本政策としています。循環型社会の構築に向けては、いわゆる廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する一方、資源にならない廃棄物については、生活環境保全に向け適正処理を進めております。

また、事業の効率化を確保することも重要であることから、老朽化した施設については、計画的な更新・整備を行う必要があります。

仮称リサイクルパークあさお整備事業計画は、人口増加の続く本市北部地域の廃棄物処理を担っている王禅寺処理センターが、稼働後42年を経過し、老朽化による著しい焼却能力の低下が見られるなど、更新時期が到来していることから、ごみ焼却処理施設、資源化処理施設等を併設した総合的な廃棄物処理施設を建設するものです。

本事業は、本市北部地域の適正かつ安定的な廃棄物処理体制の維持に必要不可欠な事業であるばかりでなく、最新の廃棄物処理技術の導入等により、可能な限り環境負荷の小さい適正な廃棄物処理に貢献するものです。

つきましては、次の事項について要請いたします。

仮称リサイクルパークあさお整備事業について、必要な財政措置を講ずること。

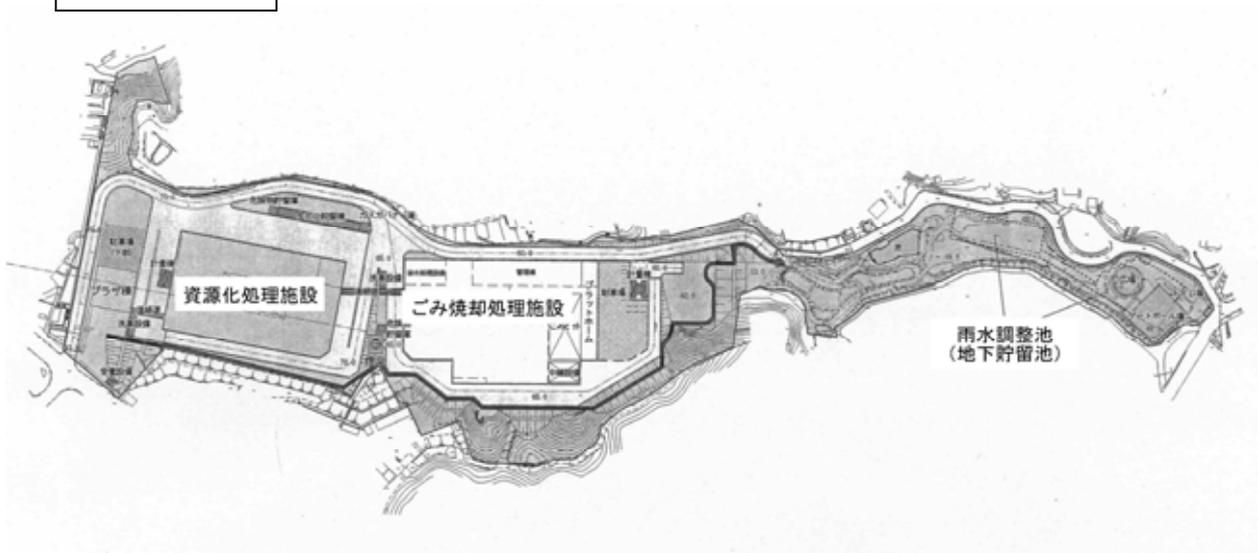
## 計画施設構成

1	ごみ焼却処理施設	450 t / 日 ( 150 t / 日 × 3 炉 )
2	資源化処理施設	
(1)	計画処理能力	粗大ごみ処理施設 55 t / 5 時間
		空 き 缶 25 t / 5 時間
		ペ ッ ト ボ ト ル 15 t / 5 時間
		空 き 瓶 25 t / 5 時間
(2)	計画保管能力	その他プラスチック 20 t / 日

## 事業目標年度

- ・平成19年度～平成23年度  ごみ焼却処理施設建設
- ・平成23年度～平成24年度  既存ごみ焼却処理施設解体
- ・平成24年度～平成26年度  資源化処理施設等建設

## 完成予想図



この要請文の担当課 / 環境局施設部仮称リサイクルパークあさお建設担当 TEL 044-200-3995

# 再生可能エネルギーの導入促進について

低炭素社会の実現に向けて我が国も温室効果ガスを現状から60～80%削減するという長期目標を掲げ、さらにエネルギーの安全保障、経済の活性化や雇用の促進を目指すいわゆる「グリーン・ニューディール」施策として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを飛躍的に普及させることが必要不可欠となっております。

そのような中で、川崎市では、首都圏の一大エネルギー供給地域としての役割を踏まえ、東京電力との共同で大規模太陽光発電所を平成23年度に稼働させるとともに、本施設を最大限に活用するためのPR施設を整備するなど再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組を積極的に進めております。

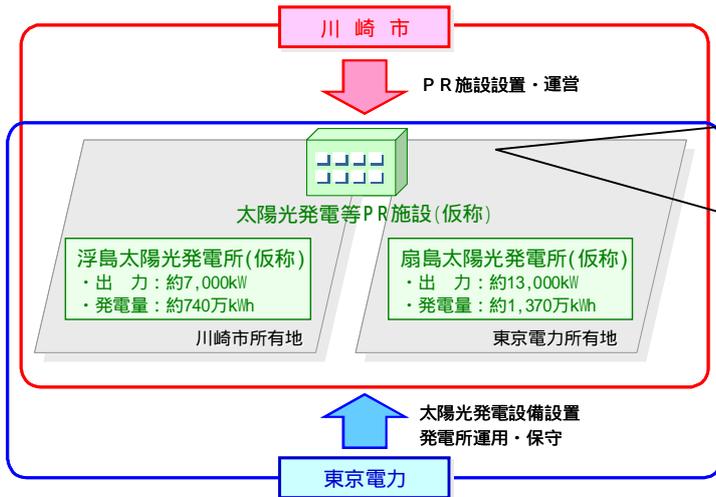
また、再生可能エネルギーの大量導入時に課題となる供給電力の質の低下などの問題を解決するため、需要側、供給側の両面からの電力システムの構築が必要となります。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

- 1 再生可能エネルギーの一層の普及に向けて、意義やメリットなどの認知度をあげるため、普及啓発施策などに対し、必要な財政措置を講ずること。
- 2 再生可能エネルギーの大量導入に対応した電力システムの構築に向けて、供給側（系統側）の整備に加え、蓄電池の導入など需要側での整備が促進されるよう、必要な財政措置を講ずること。

## 川崎市臨海部における大規模太陽光発電所の設置計画

～ 約 2 万 kW の国内最大級のメガワットソーラー発電所を建設 ～

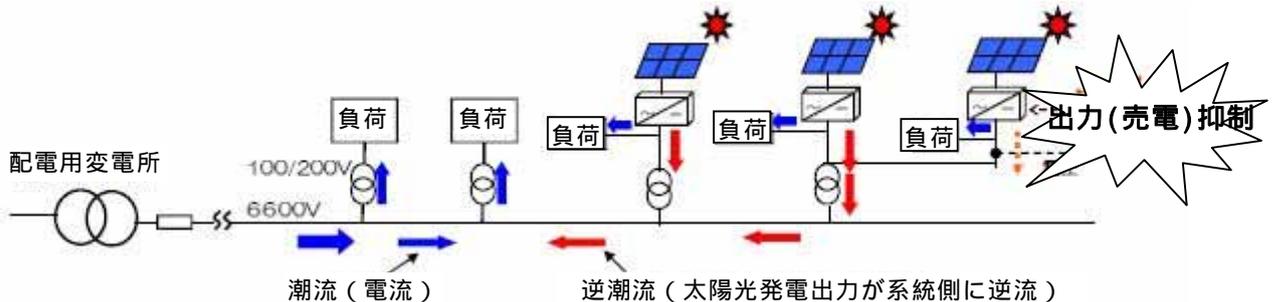


施設名	(仮称)太陽光発電等PR施設
所在地	川崎市川崎区浮島町(浮島処理センター内)
概要	川崎市が、浮島処理センター内の生活環境学習室を改修して運営する。主に、太陽光発電等の地球温暖化・エネルギーに関する普及啓発および体験設備を備えたPR施設であり、隣接する施設に展望台を予定。

## 太陽光大量導入時の電力システムの課題

(課題例 配電網の電圧上昇による逆潮流(売電)の抑制)

逆潮流(売電)による電圧上昇が適正值を逸脱しそうな場合、他に制限がかかり売電量が減少するため、設置者間で不公平が生じる。

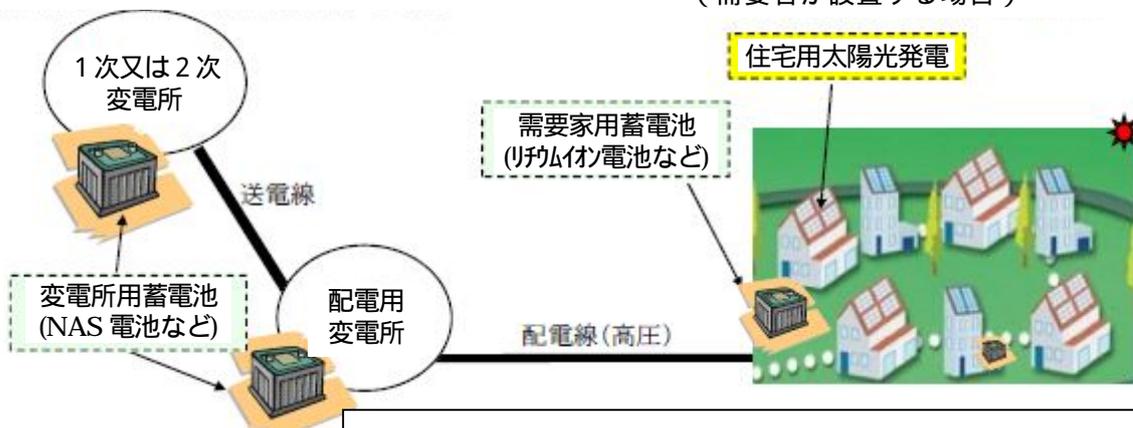


(対応の一例(蓄電池))

蓄電池を供給側(系統側)、需要側で設置することにより、変動を吸収し、電力システムの安定化を図る。

(電気事業者が系統に設置する場合)

(需要者が設置する場合)



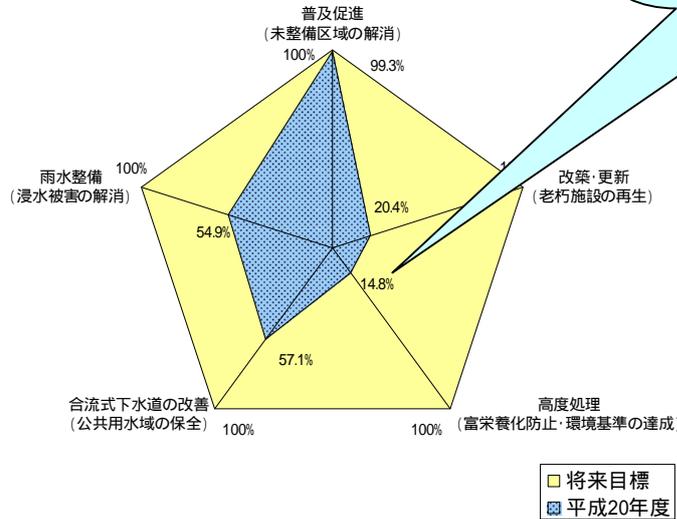
この要請文の担当課 / 環境局地球環境推進室 TEL 044 - 200 - 2508

# 下水道整備事業に対する財政措置について

下水道の役割は多様化しており、下水道施設の整備による快適な生活環境の形成や浸水対策など都市基盤としての役割に加え、高度処理や合流式下水道改善の推進等による水環境の健全化、資源・エネルギーの有効活用や温室効果ガスの削減等の環境対策も担っています。また、老朽化した下水道施設の再構築・再整備、地震時におけるライフラインとしての機能の確保が大きな課題となっています。このような背景を踏まえ、事業の緊急性、優先度を明確にし、市民サービスや環境に配慮した下水道事業を執行するため、次の事項について要請いたします。

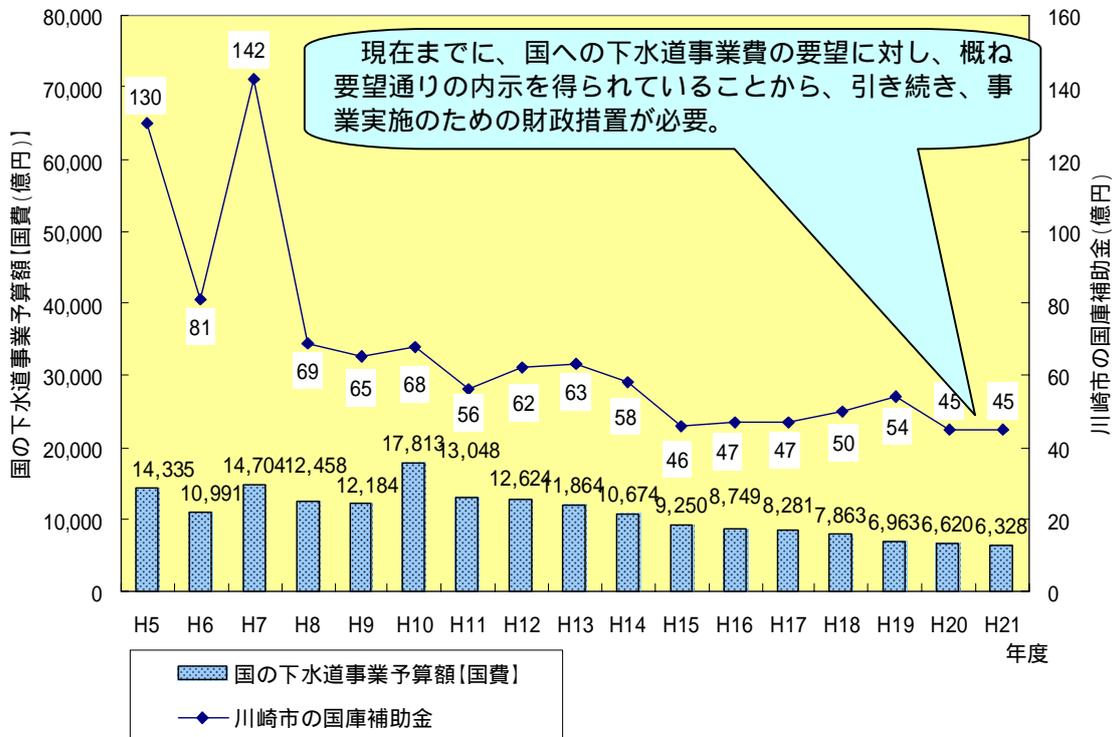
- 1 下水道総合地震対策事業として、管きょ並びにポンプ場・処理場の地震対策に必要な財源措置を講ずること。
- 2 老朽化施設の再構築・再整備事業や温室効果ガスの削減を進めるため、入江崎水処理センターの再構築事業等に必要な財源措置を講ずること。
- 3 東京湾の水質改善下水道事業として、合流式下水道の改善並びに入江崎水処理センターの高度処理施設整備に必要な財源措置を講ずること。
- 4 浸水対策下水道事業として、大師河原貯留管並びに江川・渋川雨水貯留管バイパス管整備に必要な財源措置を講ずること。
- 5 老朽化した下水管きょが急増する状況にあることを踏まえ、財政措置の基準を見直し、指定都市と一般市との格差の是正を図ること。

### 川崎市下水道事業の計画と現状



汚水整備は概成したが、施設の老朽化、耐震化や東京湾の水質改善などの課題に対処するため、改築更新や高度処理などを推進する必要がある。

### 国の下水道事業予算額(国費)と川崎市の国庫補助金の推移



現在までに、国への下水道事業費の要望に対し、概ね要望通りの内示を得られていることから、引き続き、事業実施のための財政措置が必要。

この要請文の担当課 / 建設局下水道部経営企画担当 TEL044-200-2886



# 福 祉 施 策 等 の 推 進

## 国民健康保険財政の確立について

国民健康保険は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者を多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、その上、高齢社会の急速な進展等により医療費が増嵩を続け、大変厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような状況の中、長寿（後期高齢者）医療制度の創設、前期高齢者の医療費に係る財源調整の導入、さらには医療保険者による特定健診・特定保健指導実施の義務化など、超高齢社会を展望した新たな医療制度体系の実現に向け一定の取組が行われましたが、このことによって、国民健康保険における財政基盤が脆弱であるという構造的な課題の解決には至っていない状況にあります。

また、国民健康保険制度における保険給付費の財源構成は、国及び都道府県支出金を50%、保険料を50%とすることが基本とされておりますが、本市では普通調整交付金医療分が不交付であることから国庫支出金の充当率が極めて低く、そのため、一般会計からの多額の繰入金によって財源不足分を補っており、国民健康保険財政は大変厳しい状況が続いております。

以上のことから、国民健康保険財政の長期安定化を図るため、次の事項について要請いたします。

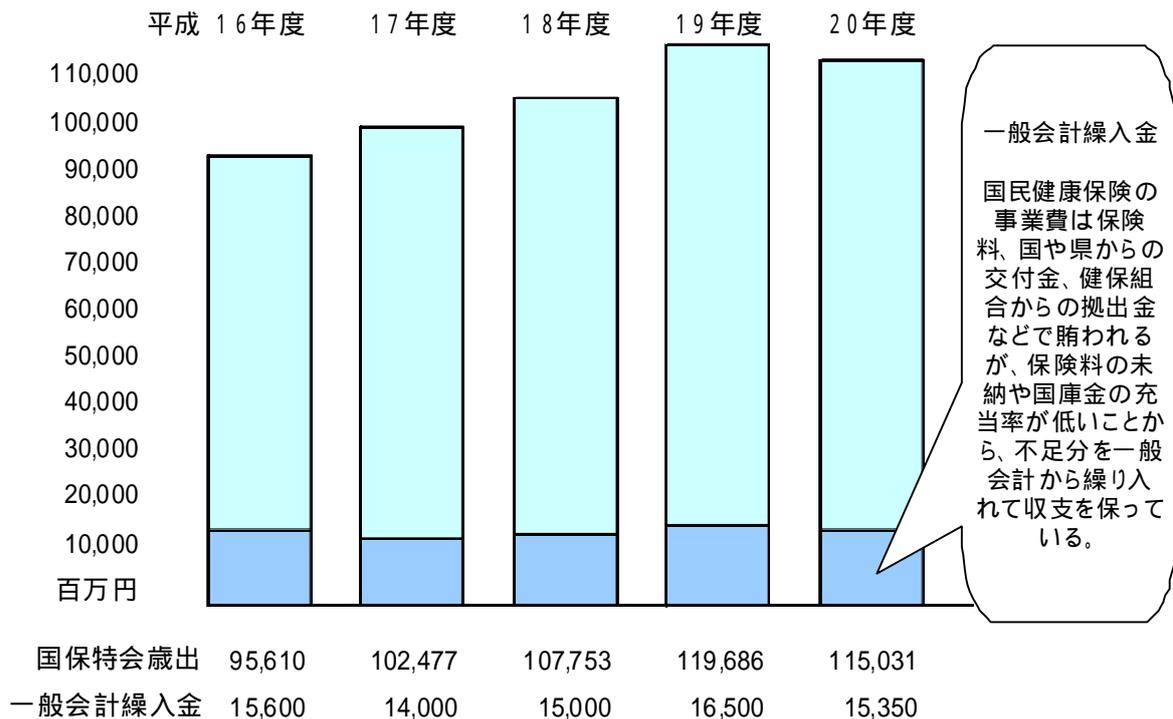
医療保険制度においては、国を保険者とする制度の一本化に向けた取組みを推進すること。

一本化を図るまでの間、加入者の「年齢構成」及び「所得状況」を要因とする国民健康保険と被用者保険との制度間における財政格差を調整する仕組みを拡充し導入すること。また、保険給付に関して、国庫負担金率の引上げを含む所要の財政措置を講ずること。

国民健康保険特別会計  
事業費を明確化するため  
特別会計で運営している。

### 国民健康保険特別会計に占める一般会計繰入金

(単位 百万円)



一般会計からの繰入金は常時140億円から165億円の高水準となっている。

平成20年度は見込み。その他の年度は決算数値。

この要請文の担当課 / 健康福祉局地域福祉部保険年金課 TEL 044-200-2632

# 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 推進のための措置について

川崎市では、地域の活力を活かした新しい福祉文化の創造を目指した「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の着実な推進に向けた取組を行っているところであります。

計画の推進にあたりまして、特別養護老人ホーム等の介護保険関係施設に係る補助金につきましては、平成17年度から交付金化され、そのうち、広域型施設に対する交付金は、平成18年度から税源移譲により一般財源化されたところです。このような中で、小規模な特別養護老人ホーム等の地域密着型施設につきましては、交付金のままとなっております。

また、特別養護老人ホームの整備におきましては、一定程度の従来型多床室の整備等の地域の実情に応じた弾力的な介護基盤の整備が求められているところでございます。

平成21年度から実施されている「第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましても、これらの介護基盤の整備の推進を図ることが、更なる地域の福祉力の向上につながるものでございます。

つきましては、次の事項について要請いたします。

- 1 地域密着型施設に対する交付金である地域介護・福祉空間整備等交付金についても税源移譲を行うこと。
- 2 従来型多床室整備等の地域の実情に応じた弾力的な介護基盤整備が進められるようにすること。

## 地域介護・福祉空間整備等交付金

**都道府県交付金** → 平成18年に制度廃止・一般財源化  
広域型の施設の整備

**市町村交付金** →  
地域密着型サービス  
拠点等の整備

**地域介護・福祉空間整備交付金**  
・地域密着型サービス拠点等の整備

**地域介護・福祉空間整備推進交付金**  
・地域密着型サービス拠点等の導入に必要な設備や  
システムの整備  
・高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進

**先進的事業支援特例交付金**  
・介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への  
施設転換  
・既存特別養護老人ホームの個室・ユニット化改修  
・緊急ショートステイ居室の整備  
・既存小規模福祉施設のスプリンクラー整備 等

平成21年度からの

「第4期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましても、引き続き地域密着型施設の整備を図っています。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2633

# 障害者自立支援法の円滑な推進に係る 財政措置等について

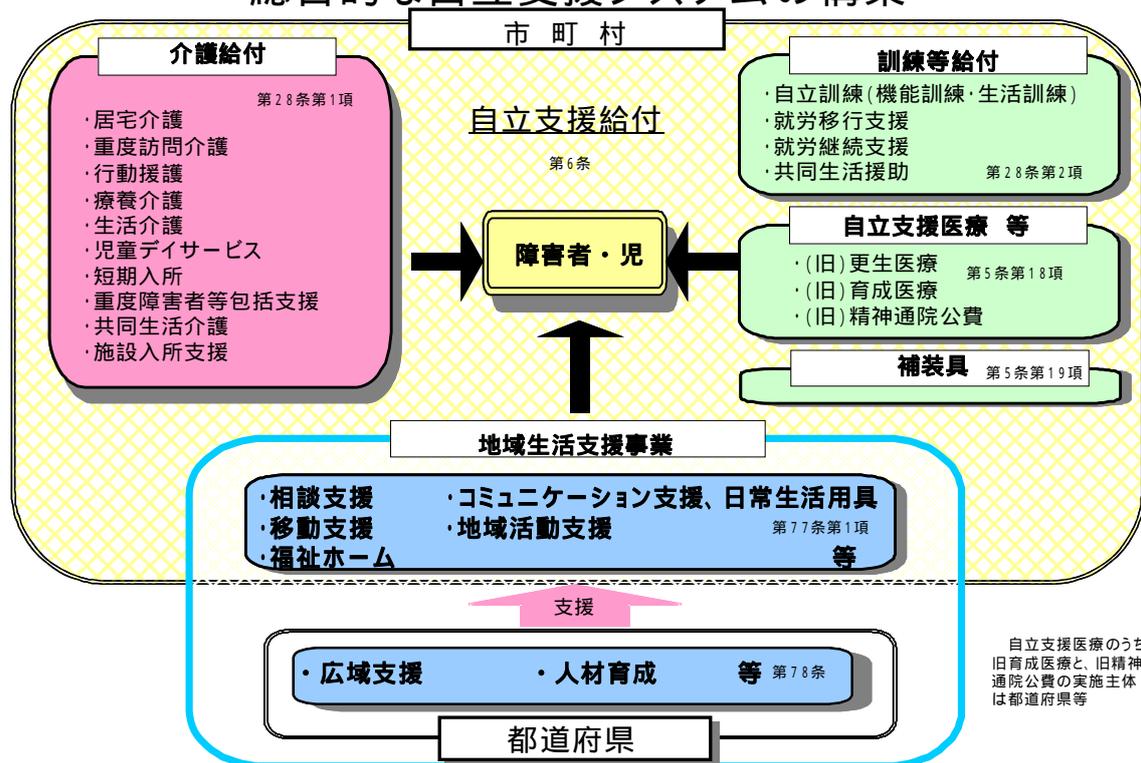
障害者自立支援法は法施行後3年の抜本的な制度改正が行われ、利用者負担や障害者の範囲の見直し、相談支援事業の充実等について改正の内容が示されたところです。今後、各自治体においては施行に向け、事務の構築やシステム改修などの準備を進めるとともに、利用者や事業者に対する周知を図っていく必要があります。

また、障害者自立支援法における地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況やニーズに応じた柔軟な事業形態で各自治体が自主的に実施できる事業とされ、障害者が地域で生活するうえで必要不可欠な事業となっております。しかしながら、地域生活支援事業は一体的に国の補助事業として位置づけられ、その経費については必須の事業も含めて裁量的経費とされているため、個々の事業単位での費用の担保はなされておられません。今回の制度改正において、重度視覚障害者の移動支援については同行援護として個別給付化されることになったものの、地域生活支援事業には日常生活用具給付等事業や地域活動支援センター事業など、今後も大きな需要が見込める事業が多く含まれており、サービス水準の維持・向上を図っていくためには相当額の財源を確保する必要があります。

については、次の事項について要請いたします。

- 1 制度改正の施行にあたっては、利用者や事業者に混乱を招かないよう、早期に十分な情報提供を行うこと。
- 2 地域生活支援事業について、現行のサービス水準の維持・拡充に必要な財政措置を講じること。

## 総合的な自立支援システムの構築



### 地域生活支援事業の大まかな財政推計 (百万円)

事業	21年度予算
相談支援	287
コミュニケーション支援	1
日常生活用具	315
移動支援	210
地域活動支援センター( 1)	872
訪問入浴サービス	47
社会参加促進推進	70
その他事業( 2)	230
合計	2,032

国庫補助金 537  
 県支出金 249  
 一般財源等 1,246

1 基本事業については交付税措置対象

2 障害児事業含む

この要請文の担当課 / 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL 044-200-2654

# 成人ぜん息患者医療費助成事業に対する措置について

平成19年8月に自動車排出ガスなどの大気汚染物質の排出をめぐる東京大気汚染訴訟が和解しました。和解に際し、東京都と国の間で政治決着が図られ、東京都が提案した都内のぜん息患者を対象とした医療費助成制度が、公害健康被害予防事業基金から予防事業として60億円の助成を受け、平成20年8月に創設されました。

一方、東京都に隣接する川崎市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的にした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を川崎市の独自事業として実施しております。

国は、平成20年度の新たな事業として従来の公害健康被害予防事業に加えて、ぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型公害健康被害予防事業を創設されました。

川崎市が実施している事業は、国が新たに創設された事業と目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点からも継続していくべき重要な支援策と考えております。

つきましては、自治体支援への公平性の観点からも次の事項について要請いたします。

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型**公害健康被害**予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

## 気管支ぜん息医療費助成制度比較

区分	東京都（平成20年8月創設）	川崎市（平成19年1月発足）
対象地域	都内全域	市内全域
対象疾病	気管支ぜん息	気管支ぜん息
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に上記疾病にかかっている者</li> <li>・東京都に引き続き一年以上住所を有する18歳以上の者</li> <li>・医療保険各法により医療に関する給付が行われる者</li> <li>・公健法・都条例等による認定者を除く</li> <li>・喫煙者を除く</li> </ul> 都の大気汚染健康障害者医療費助成条例に準拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に上記疾病にかかっている者</li> <li>・川崎市に引き続き三年以上住所を有する20歳以上の者</li> <li>・医療保険各法により医療に関する給付が行われる者</li> <li>・公健法・市条例等による認定者を除く</li> <li>・喫煙者を除く</li> </ul>
助成範囲	本人負担分を全額助成	本人負担分の一部を助成
所得制限	所得制限なし	所得制限なし
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成総額 約40億円/年（5年で200億）</li> <li>・負担割合 都(1/3)、国(1/3) 首都高(1/6) メーカー(1/6)</li> <li>・別に制度運営経費が必要（国の見解 東京都が実施する公害健康被害予防事業に対して拠出する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費総額 約1億3千9百万円/年</li> <li>・負担割合 市（全額）</li> </ul> 上記金額には制度運営経費を含む
期間	本制度の枠組みは20年度から5年間維持し、5年後に検証のうえ、見直しを実施  検証事項 大気汚染の改善状況と患者発生状況 環境省の「そらプロジェクト」による疫学調査報告(H22) 医療・保険制度等の社会経済動向	定めはなし
認定審査	認定審査を実施	認定審査を実施

この要請文の担当課 / 健康福祉局保健医療部環境保健課 TEL 044-200-2435

## 小児救急医療体制等の拡充について

急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などによる小児救急医療体制の充実に向けた対策が求められています。

川崎市では、従来の休日急患診療所の診療に加え、平成14年度から市内南北2か所に小児急病センターを開設し、対応しております。しかし、重篤な患者への対応につきましては、NICU（新生児集中治療管理室）の増床のほか、総合周産期母子医療センターの整備など、小児医療を担う医療機関への市民ニーズは、さらなる高度化、専門化を求め、止むところがありません。

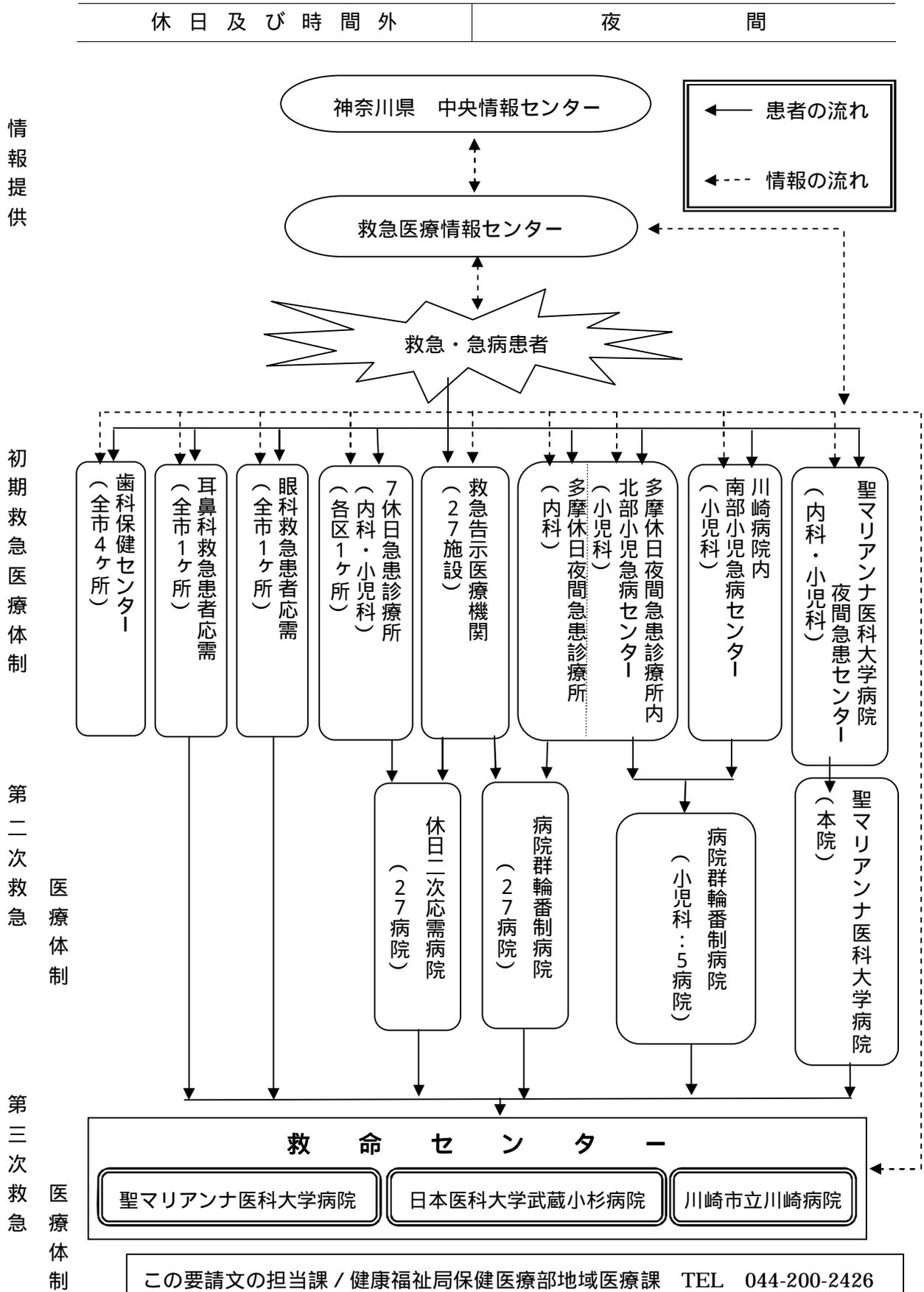
また、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定確保しなくてはなりません。小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐため、本市では、特に不採算性の高い休日や夜間の救急病院への補助等を行っております。

しかしながら、これらの施策は、大きな財政負担を必要とするところであり、一地方自治体だけでは、対応に限界があります。

つきましては、小児救急医療体制が将来にわたって安定したものとなるよう、次の事項について要請いたします。

- 1 小児救急医療支援事業、NICU及び総合周産期母子医療センターの運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する自治体病院を運営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療を確保するため、小児医療にかかる診療報酬を大幅に引き上げ、実態に即した適正な評価を行うこと。

# 川崎市救急医療体制体系図 (H21.4.1現在)



# ホームレスの自立支援に対する 財政措置について

現下の厳しい経済情勢や雇用情勢を背景として、ホームレスに対する支援は都市部を中心に喫緊の課題となっております。

これに対し本市においては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び国の基本方針を踏まえ、自立支援センター事業及び巡回相談事業の充実や民間団体との連携・協力により、ホームレスの個々の事情に対応したきめ細かな自立支援を図っております。

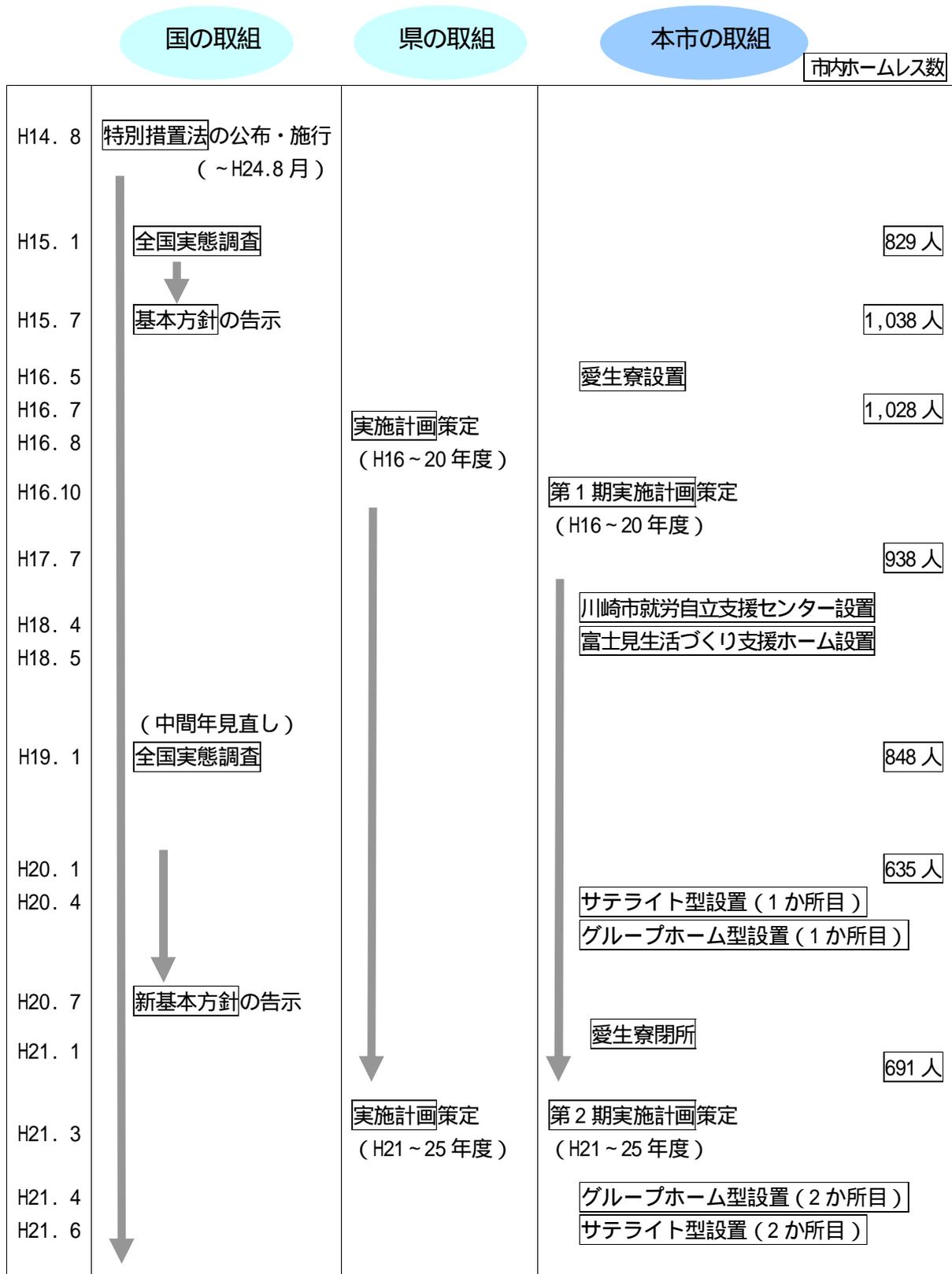
今後においても効果的な事業展開を継続していくに当たっては、現在のホームレス人数や施設定員による国庫補助基準額では、不足が生じており、また、施設利用後のアフターケアを担うグループホーム型など一部の事業においては、国庫補助対象外とされており、市の財政的な負担を強いられているところであります。

特別措置法においては、自立支援等に関する施策について、総合的な施策を策定しこれを実施することは、国の責務とされています。

以上のことから、次の事項について要請いたします。

特別措置法及び国の基本方針を踏まえ、ホームレスの自立支援施策を着実に推進できるよう、必要な財政措置を講ずること。

# ホームレスの自立支援に関する取組



この要請文の担当課 / 健康福祉局地域福祉課 TEL 044-200-2625



## 教育・青少年施策の推進

# 全児童を対象とした放課後児童健全育成事業に対する措置について

少子化や核家族化の進行、就労形態の変化、都市化による地域の人間関係の希薄化の進行などを背景として、放課後、児童が安全かつ安心して過ごすことができる社会環境の整備を重要な課題として捕らえ、取組を推進しております。

川崎市では、平成14年度まで実施してきた留守家庭児事業(放課後児童健全育成事業)では、制度の利用を希望するすべての市民の方々に応えることができないという課題を解決するため、従来の留守家庭児事業の機能を包括する、全児童を対象とした放課後対策事業である「わくわくプラザ事業」を国に先駆けて平成15年4月からすべての公立小学校の敷地内で実施しております。

国においても、厚生労働省、文部科学省連携の下、総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」の推進を図っているところですが、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る要件は、これまでと同様に留守家庭児のみを対象としており、すべての児童を対象とした事業を併せて行う場合には留守家庭児のために間仕切り等で区切られた専用スペース等を設けなければならないとの要件があるため、「わくわくプラザ事業」において、この要件を満たさない施設は国庫補助金を受けることができておりません。

近年、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化していく中で、特に都市部における放課後対策は、留守家庭児のみを対象とした事業だけでは不十分であり、すべての小学生を対象としてその健全な育成を図るべきものですので、地域の実情に応じた実施形態を幅広く認め、国庫補助制度の要件を緩和するよう要請いたします。

全児童を対象とし、小学校の敷地内で実施している本市の「わくわくプラザ事業」は、「放課後子どもプラン」の目的である、子どもの安全で健やかな居場所づくりを国に先駆けて推進してきたものであり、放課後児童健全育成事業の趣旨である「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対する放課後対策」を包括していることから、放課後児童健全育成事業の補助金交付に係る取扱いの緩和を図ること。

### 放課後児童健全育成事業国庫補助の推移

	平成14年度 (実績)	平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (実績)	平成18年度 (実績)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (見込み)
事業名	留守家庭児童事業	わくわくプラザ事業						
対象児童	小学校1～3年生	小学校1～6年生						
設置数	市内115か所	市内114か所					市内115か所	市内114か所
登録児童数	4,175人 〔定員 4,530人〕 H14年5月現在	33,187人 〔市内全小学生 の51.3%〕 H15年5月現在	26,154人 〔市内全小学生 の40.1%〕 H16年5月現在	26,037人 〔市内全小学生 の39.3%〕 H17年5月現在	27,498人 〔市内全小学生 の41.1%〕 H18年5月現在	28,305人 〔市内全小学生 の41.6%〕 H19年5月現在	29,453人 〔市内全小学生 の42.7%〕 H20年5月現在	31,067人 〔市内全小学生 の44.9%〕 H21年3月現在
利用人員 (1か所あたり)	平均28.9人	平均68.5人	平均58.7人	平均59.0人	平均61.4人	平均64.7人	平均57.5人	平均37.5人
予決算額	973,293千円	974,651千円	1,162,406千円	945,204千円	1,076,406千円	1,067,400千円	1,067,589千円	1,133,900千円
国庫補助額 (対象施設数)	86,849千円 (114か所)	39,810千円 (56か所)	40,964千円 (56か所)	49,252千円 (66か所)	48,708千円 (64か所)	62,292千円 (68か所)	94,375千円 (75か所)	100,910千円 (80か所) 交付申請予定

すべての小学生を対象とし、留守家庭児童事業を包括する「わくわくプラザ事業」を開始したことにより、国庫補助金額が前年比54%減となった。

この要請文の担当課 / 市民・こども局こども本部こども青少年部青少年育成課 TEL 044-200-2668

## 義務教育施設の整備推進について

川崎市では、校舎の老朽化等に伴い増大する施設整備に適切に対応し、安全で快適な教育環境を確保するため、義務教育施設の計画的な整備を進めております。

学校の改築については、百合丘小学校、上作延小学校の計2校を当面の改築校として着実に事業を進めることとしております。

また、喫緊の課題である学校耐震化については、改築による耐震化手法から転換し、老朽化した校舎等の長寿命化を図るための大規模改造事業を計画的に進めることとしております。

さらに、快適な教育環境を確保するため、学校トイレの環境整備や耐震補強が完了した校舎等の老朽化対策を進めることとしております。

つきましては、これらの施設整備に多大な事業費を要することから、次の事項について要請いたします。

- 1 校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 耐震化促進事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 3 学校トイレの環境整備について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 4 耐震補強完了後の校舎等の長寿命化を図るための老朽化対策について、補助メニューの弾力化等、必要な財政措置を講ずること。

#### 校舎等改築事業計画

学校名	概算事業費	事業年度
百合丘小学校	約27億円 (22年度 約10億円)	平成22～23年度
上作延小学校	約20億円 (22年度 約9億円)	平成22～23年度

#### 大規模改修事業計画（部分改築及び大規模改造を併せて実施するもの）

学校名	概算事業費	事業年度
旭町小学校、大師小学校、 川中島小学校、東菅小学校	約34億円 (22年度 約12億円)	平成22年度～ 平成24年度

#### 耐震補強事業計画

平成20年度で単独耐震補強事業は完了し、大規模改造事業等で耐震性を確保する。

#### トイレ環境整備事業計画

校種	22年度	22年度事業費
小学校	20校	約3億8千万円
中学校		

#### 老朽化対策改修事業費

校種	23年度	23年度事業費
小学校	2校	約6億円
中学校		

この要請文の担当課 / 教育委員会 教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

平成 22 年度  
国の予算編成に対する要請書

平成 21 年 7 月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2434